

気象警報発令時における「休講」の基準について

(ヨガプログラム)

当スタジオでは、台風などの悪天候時における気象警報発令時については、以下のよう
に休講の基準を定め、取り扱うこととしております。

1 対象となる警報

特別警報・暴風警報・洪水警報・暴風雪警報・大雪警報

※大雨警報は休講とはなりません

2 対象となる地域

加古川市

※その他お住まいの地域での上記警報や、危険と判断された場合にはお客様の判断
で来校をお控えください。その日のレッスン代については、減額の対象となるも
のとします。

3 基準時間

13時までに開始のクラス：7時時点

13時以降に開始のクラス：11時時点

4 その他

上記の基準時間以降、若しくはレッスン開始後に警報が発令された場合は、原則
レッスンは通常通り行いますが、状況を見て判断させていただきます。

※レッスン終了後、直ちに帰宅させることが危険な場合にはスタジオにとどめる場
合があります。